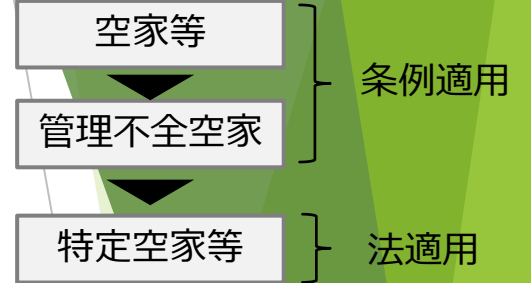


必要性

- 空家の増加が見込まれる中、周辺に著しい悪影響を及ぼす空家等も増加する可能性がある。
- こうした中、町が空家等への緊急的な措置を円滑にできるようにすることが必要。



空家法と空家条例

空家法

《緊急時の代執行制度 法第22条11項》

- ・緊急時において除却等が必要な**特定空家に対して命令等※**の**手続を経ず代執行を可能**とし、迅速な安全の確保が可能。

【通常の代執行】



【緊急代執行】



【※命令等】・・・命令のほか、命令に準ずる意見書の提出、公開の意見聴取等が不要になるが、命令前の指導・助言や勧告は必要。

空家条例

《緊急安全措置 第10条》

- ・空家法の緊急代執行は特定空家に限定されており、指導・勧告まで行う必要があるが、今回の条例は**特定空家等レベルではないが周辺に危険が及ぶ可能性がある下記状態の空家等に対して町が必要最小限度の安全措置が行える**ように策定した。

- (1) 窓その他の開口部が解放されているとき。
- (2) 門扉が解放されているとき。
- (3) 空家等の敷地又はその周辺に部材が飛散している、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 町道の通行に支障がある枝葉があるとき。

※緊急安全措置を講じたときは、所有者に通知をする。
※発生した費用等については、当該所有者から徴収する。